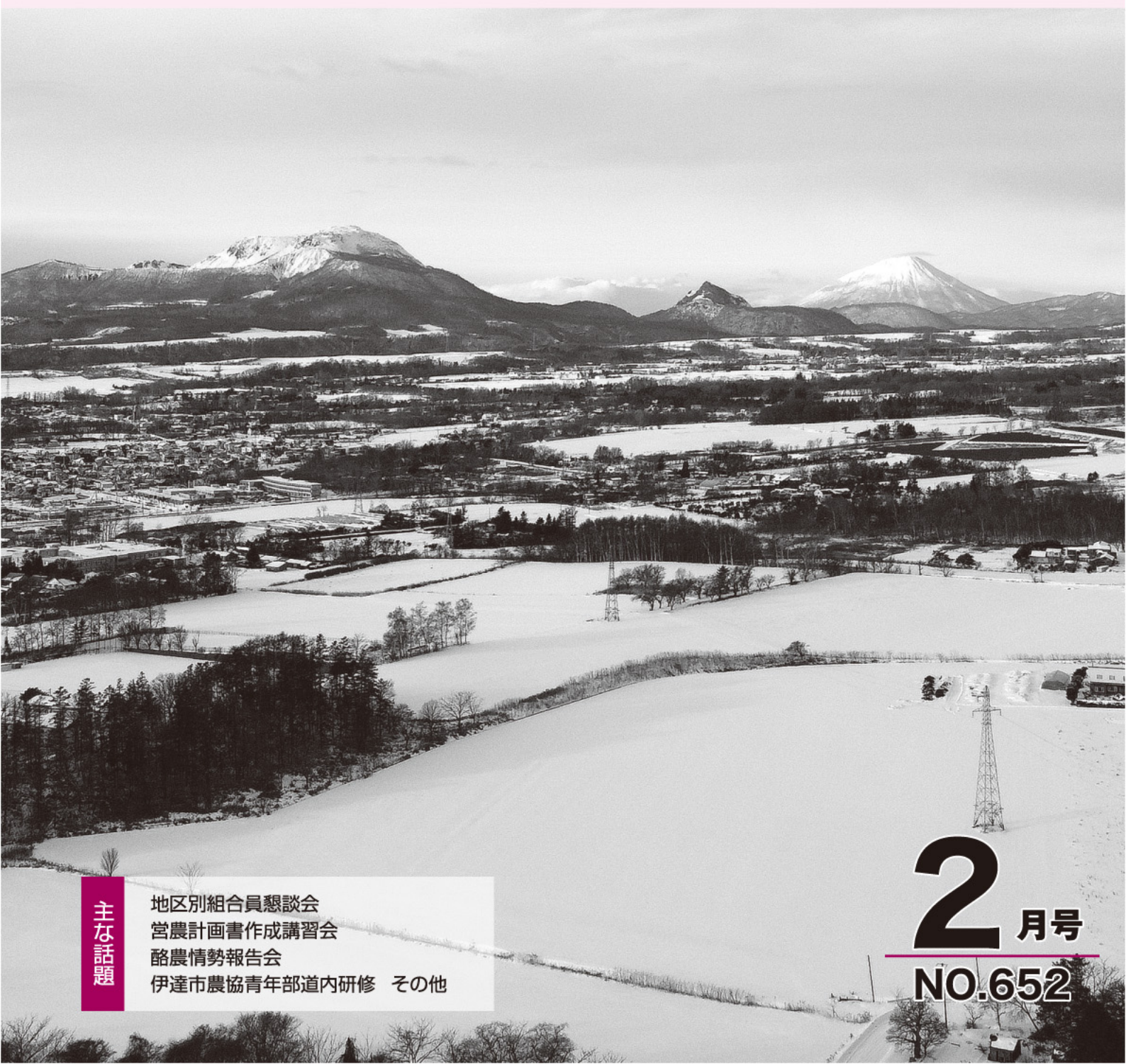


・人 広報



主な
話題

地区別組合員懇談会
営農計画書作成講習会
酪農情勢報告会
伊達市農協青年部道内研修 その他

2 月号
NO.652



TOPICS

地区別組合員懇談会が各地区で行われ、組合員の皆さまと対話することが出来ました。JA 役職員一丸となり、JA 事業の改善に向け、取り組んでまいります！

■ 地区別組合員懇談会

1月11日(月)～15日(土)にかけて、地区別組合員懇談会を開催しました。

全8地区で行い、JAの経営状況や意見交換や要望を聞きました。その中でも労働力確保や有害鳥獣対策などが多く寄せられました。

組合員の皆さまの貴重な声を受け止め、企画、改善をしていく方針です。懇談会だけではなく、JA職員との対話やコミュニケーションの中で意見や要望を多く寄せていただき、事業運営に反映させていきたいと考えています。

懇談会での意見や要望に対する回答は次月号に掲載いたします。



有珠地区のようす

■ 営農計画書作成講習会

12月20日(月)、営農計画書の作成講習会をJA伊達市本所で開催しました。

令和4年度の営農計画書は昨年までの様式から一新され、営農に関わる多く情報を詳細に記入し、経営計画の明確化を図りました。

営農計画書は自身の営農が見える化し、営農改善や所得向上への課題と改善点を把握を目的としています。天候の影響等により計画通りに行かないことが多いですが、計画に沿った投資や収支シミュレーションを行い、持続可能な農業を目指していきましょう。



営農計画書講習会のようす

■ HACCP研修会

12月21日(火)、室蘭保健所の越山祐美子氏と磐井菜都美氏を講師にお招きし、食品衛生法改正に係るHACCP研修会をJA伊達市本所で開催しました。生産者や加工業者合わせて31名が参加し、食品衛生管理や営業届制度の創設、食品の栄養成分表示制度、食品衛生責任者の設置など食品衛生法の改正に関わる説明を聞きました。

カット野菜やジャムなどの加工品の製造者は営業届や食品衛生責任者の設置、HACCPに沿った衛生管理計画と記録が義務付けられ食品衛生管理の徹底が求められました。



HACCP研修会のようす

■ 酪農情勢報告会

12月27日(月)、北海道酪農協会西胆振支部の酪農情勢報告会をJA伊達市本所で開催しました。西胆振地区の酪農家など約20名が参加し、佐藤哲組会長からの酪農情勢に関する情報提供や意見交換会が実施されました。

牛乳の消費減少は酪農家に大きな影響を与えており、牛乳廃棄問題では多くの議論が交わされました。令和3年度の実績見込みや令和4年度・5年度の生乳生産計画などが示されました。北海道酪農協会の会長を務める佐藤哲組会長は、今後も酪農情勢に注視する方針です。



牛乳廃棄問題の議論のようす

■ 日胆・石狩管内合同 JA 家庭介護教室

1月21日(金)、日胆・石狩管内合同JA家庭介護教室をJA伊達市グリーンセンターで開催しました。講習はWEB形式で行われ、認知症への理解と介護についてJA北海道厚生連や札幌厚生病院の看護師の方の事例や資料を用いて説明を受けました。

65歳以上の高齢者の6人に1人が認知症とされています。JAグループ北海道では「JA健康寿命100歳プロジェクト」を開始し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して活動しています。



WEB介護教室のようす



■ 伊達市農協青年部道内研修

1月17日(月)～18日(火)の2日間にわたり、伊達市農協青年部の道内研修を実施しました7名の青年部員が参加し、(株)北海道肥料、(株)ホクサン、(株)Jファーム、北海道クボタビジターセンターの4か所を訪れました。肥料や農薬は水稻やてん菜に関するを中心に最新の情報を聞き、(株)Jファームでは施設におけるトマトやベビーリーフの通年栽培方法や加工品の紹介、北海道クボタでは最新のトラクター展示などを見学しました。若い青年部員の今後の営農へ反映させていきましょう。



肥料の話聞く青年部員

総務課よりお知らせ

農業後継者・女性農業者の皆さまへ

正組合員になりませんか？

組合員の皆さまには平素よりJA各事業に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。これからの地域農業を守り、発展させるためには農業後継者・女性農業者の意見が重要になっていきます。

皆さまの声をJA事業運営に反映させ、より良いJAづくりに向けて積極的にJA事業へ参画くださいますようお願いいたします。



金融共済課よりお知らせ

共済掛金のクミカン振替日変更について

いつもJA共済をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和4年4月からシステム変更のため、「共済掛金のクミカン振替日(引落日)」が「15日」から「5日」に変わります。何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

なお、「普通貯金」における共済掛金振替日につきましては変更ありませんのでよろしくお願いいたします。

●問い合わせ

金融共済課 共済係 まで



令和元年産 加工用うるち米全道共同計算最終精算について

【実施区分：加工用うるち米】

1. 精算明細

【令和元年産 加工用うるち米（1俵あたり）】

		系統販売
委託販売数量（俵）		2,540
収入	販売代金	11,170
	その他	53
	合計	11,223
支出	検査・保管に係る経費	89
	農業倉庫入出庫料	22
	農業倉庫保管料	17
	検査料	50
	その他	0
	概算金金利	71
	事故処理経費	
	生産・集荷・販売に係る経費	741
	運賃	624
	集約保管料	101
	農倉保管料	16
	その他	0
	その他経費	2
	委託搗精費	2
	その他	0
	手数料	632
	JA手数料	464
	ホクレン手数料	168
	合計	1,535

精算金については、共同経費のみでの算出になっています。

精算金

収入 -

(概算金金利+事故処理経費+生産・集荷・販売に係る経費+その他経費+ホクレン・全農手数料)

精算金 11,223円 - 982円 = 10,242円

概算金（追加概算金含む）	10,133
--------------	--------

差引精算金

精算金 10,242円 - 概算金 10,133円 = 109円

差引精算額	109
-------	-----

※ [] は全道共同計算をもとに作成

※系統に買取販売した場合は、収入のみ記載する。

※実際の取引額で作成した後、1俵あたりの単価を計算しても差し支えない。

2. 加算精算の明細

①格差金

(1) 等級格差

品種	加算単価 (円/俵)	対象数量 (俵)
1等	0	1,906.5
2等	▲1,000	540.0
3等	▲2,000	93.5
俵数合計		2,540.0



3. 生産者手取り額

(単位：円/俵・税込)

品種	等級	入庫時概算金	R2年8月 追加概算金	R2年12月 見込精算	R3年12月 最終精算金	生産者手取り
全品種	1等	9,800	100	519	109	10,528
	2等	8,800	100	519	109	9,528
	3等	7,800	100	519	109	8,528

JAカード
会員さま
限定!!



JA CARD

北海道内の対象となる
Aコープおよび
ホクレンショップで

JAカードを
ご利用いただくと

通常ポイントに加えて
**ポイント
+2%還元!**

対象店舗でのJAカードご利用金額合計の2%相当分を、
「JAカード わいわいプレゼント」または
「JAカード ゴールドポイントプログラム」のポイントで還元します。
たまったポイントはポイントプログラムのさまざまな商品や
サービスに交換できます。

200円^(税込)ご利用で4円相当還元!
(1ポイント)

還元
ポイント数 = ご利用額 × 還元率 2% ÷ 4円
[1ポイント相当額]

さらに

JAカードの新規ご入会・ご利用で
最大**10,000円**相当のポイントプレゼント!

詳しくは裏面をご確認ください。

- 還元の金額はポイント交換でキャッシュバックを選択いただいた場合の金額(1ポイントを4円で換算)を記載しています。
- 毎月1日～末日の対象店舗のご利用額を合算して、還元ポイント(1ポイント=4円換算)を計算します(小数点以下は切り捨て)。
ご利用月の翌々月中旬に還元ポイントを付与します(通常のポイント付与スケジュールとは異なります)。
- JAカードポイントプログラムについて詳しくは三菱UFJニコス JAカードWEBサイト(<https://www.cr.mufig.jp/ja>)をご確認ください。



※JAビジネスカード、JAコーポレートカード、JCBブランドのJAカードは、本特典の対象外です。
※一部対象外の店舗、商品・サービスがあります。
※JAカードでのお支払いが対象です。電子マネーやコード決済等でのお支払いは、JAカードを登録されている場合でも本特典は適用されません。
※本特典の内容は2022年2月現在のものであり、予告なく還元率の変更や本特典を終了する場合があります。



JAバンク 北海道
<http://www.jabank-hokkaido.or.jp>

JAカードのご入会、本特典の対象店舗などは、
お近くのJAまでお気軽にお問い合わせください。

JAカードの新規ご入会・ご利用で

最大10,000円相当の ポイントプレゼント!

特典
1

ご入会後3ヵ月間のチャンス! /
ご入会サックスプレゼント

キャンペーン
登録必要

期間中のWEBサービスのID登録や
ショッピングご利用で

1 Web会員サービス「Net Branch」の
NICOS ID登録で

1,200円相当
のポイントプレゼント!
(300ポイント)

2 期間中のショッピングご利用金額に
応じて

最大8,000円相当
のポイントプレゼント!
(最大2,000ポイント)

特典
2

**携帯電話
利用料金お支払いで**

携帯電話利用料金のお支払いで

(au、NTTドコモ、ソフトバンク、
ワイモバイルが対象)

800円相当
のポイントプレゼント!
(200ポイント)

- ポイントは「JAカード わいわいプレゼント」または「JAカード ゴールドポイントプログラム」でご利用いただけるポイントです。
- 特典の金額はポイント交換でキャッシュバックを選択いただいた場合の金額(1ポイント4円換算で交換)を記載しています。

本特典の詳細・ご注意事項は ▶ <https://www.cr.mufig.jp/ja/10000/>



JAカードのご入会方法



初年度
年会費無料
(一般カード)



WEBから!

JAバンク口座をお持ちのお客さまは、
WEBからJAカード(クレジットカード単機能型)
をお申し込みいただけます。



店舗で!

お近くのJA店舗で直接お申し込み
いただけます。

WEBからのお申し込みや、お近くのJA店舗の確認はこちら ▶
<https://www.jabank.org/tsukau/jacard/>

※JAカードは18歳未満の方はお申し込みいただくことができませんので、あらかじめご了承ください。
※キャッシュカード一体型JAカードは、WEBからはお申し込みいただくことができませんので、そちらをご希望の方は、お近くのJAまでお問い合わせください。

2次元コードを
スマホで読み取り
簡単アクセス!



本紙記載の情報は2022年2月現在のものであり、予告なく内容を変更または終了する場合があります。

2103-31268TF(18)

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 **個人事業者等** 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要！ 提出書類が少ない！
過去の申請情報を活用可能！

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化！ 提出書類が少ない！
▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請

※個人消費の機会の減少につながるもの



- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止



- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制



- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少



- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと



- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限



- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請

※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの



- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期（事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など）を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。

0120-789-140

（携帯電話からもつながります）

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 **03-6834-7593**

受付時間 **8:30-19:00**
（土日・祝日含む全日）

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

⚠ 不正受給は犯罪です！



北海道コンサドーレ札幌
栗山トレーナーによる

Vol. 7

農作業にも役立つ セルフコンディショニング講座

選手達のコンディショニング、フィジカルトレーニングを担当している栗山渉トレーナーが、誰でも簡単にトライできる、セルフコンディショニングの方法をご紹介します！スポーツをしている人も、していない人もチャレンジしてみましょう！

北海道コンサドーレ札幌と
JAグループ北海道は
食農パートナーです！



今回のテーマ

肩甲骨、肋骨の可動性向上
エクササイズ

今月は肩甲骨、肋骨の動きをよくするためのエクササイズを紹介します。

肩甲骨、肋骨の動きがよくなることによって、肩コリの緩和やスポーツパフォーマンスの向上を期待することができます。

長い棒、もしくはバスタオルを利用してください。おへその辺りに棒が位置するよう、持つ位置を調整しましょう。

運動前、デスクワーク後に実施することをお勧めします。

※ エクササイズをすることで肩に痛みが生じる場合はすぐに中止して下さい。強い痛みが継続する場合は整形外科を受診することを検討してください。

前後 10 往復



棒がおへその高さにくるよう、充分に腕を開いて持つ



頭上に上げて



後方に回す、前後に繰り返す

左右 10 回ずつ



腰の横で手を前後に



前に出していた手を頭上に上げる



頭上に上げた手を後方に回す



逆の手を頭上に上げて



前方に回す



10 回繰り返したら、反対方向も繰り返す

肩入れ 10 秒 2 セット



棒を立てて持ち、胸を張りながら頭を下へ
(壁や椅子でも可能)

側屈 左右 10 秒 2 セットずつ

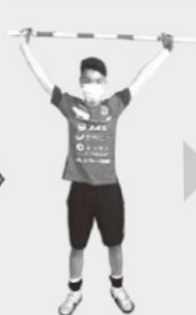


足をクロスして棒を頭上へ



後ろにクロスした足の方へ体を倒す

ウィングング 10 回



棒を頭上に上げて



肩の後ろまで降ろす、上下に繰り返す

伊達市農業青色申告会 からお知らせ

確定申告受付について

確定申告受付対応期間

令和4年2月1日(火)～2月28日(月)

(8:30～11:30・13:00～16:00)

※第2、第4土曜日、日曜日、祝日はお休みとさせていただきます。

農協職員認定資格保有者

初級	11名	(新規合格者3名)
中級	21名	(新規合格者2名)
上級	33名	(新規合格者0名)
特級	2名	(新規合格者1名)
内部監査士	13名	
営農指導員	2名	

JA職員の資質向上を目指し、JAグループ全体で取り組んでいます。

GAP(農業生産工程管理) 制度について

GAP認証制度は東京オリンピックを境に急増し、安心安全な農作物生産が求められています。

GAP認証制度は日本国内で7447農場が取得。国内の農家の約1%です。JA管内でも現在は10件ほどです。

GAP認証制度に興味のある方は営農指導課までお問い合わせください。

JAの家庭雑誌

お申し込み受付中

あなたの元気が
わたしの元気

家の光

お申し込みはJAへ

農と食の
総合雑誌

地上

GOOD EARTH

定価(税込み)／普通月号……618円

付録月号(4・11月号)……680円

●普通月号

税込 **629円**

●付録月号

(1・4・5・7・9月号)

税込 **922円**

●付録月号

(家計簿付12月号)

税込 **1,027円**

JA伊達市の公式



フェイスブック

Facebook



インスタグラム

Instagram



農業・地域に係る様々な情報を発信していきますのでよろしくお願いいたします!

(担当:営農指導課)



令和3年度
換地の
準備

▶第24回理事会…令和3年12月29日(水)

- 第1号 役員に対するクミカン供給限度額の変更について
- 第2号 クミカン供給限度額及び貸越極度額の変更について
- 第3号 JA伊達市特別条件緩和措置対象組合員の資金回収について
- 第4号 JA伊達市特別条件緩和措置対象組合員への新規貸付について
- 第5号 早期警戒制度適用による5ヶ年収支シミュレーションについて
- 第6号 第3・四半期監事監査結果について
- 第7号 令和元年度加工用うるち米全道共計計算最終精算書について
- 第8号 令和4年度 料率・手数料の設定について
- 第9号 JA北海道信連への増資について
- 第10号 文書管理規程の一部改正及び電子取引データ取扱要領の制定について
- 第11号 コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルの一部改正について

▶第25回理事会…令和4年1月28日(金)

- 第1号 役員に対する資金供給について
- 第2号 クミカン供給限度額及び貸越極度額の変更について
- 第3号 JA伊達市特別条件緩和措置対象組合員等の経営継続について
- 第4号 第3・四半期監事監査回答(案)について
- 第5号 新規就農者用ハウス設置事業実施要領の一部改正について
- 第6号 令和4年度事業計画案について



未来を変える。 みんなで変える。

国営緊急農地再編整備事業

「伊達地区」 Vol.52

令和3年度第3回上館山地区換地委員会を開催しました

12月27日(月)に令和3年度第3回上館山地区換地委員会を開催しました。

今回の委員会では以下の項目について、審議を行いました。

- ①土地評価の項目について
- ②従前地評価結果と項目別配点(案)について
- ③等位別価格について

審議内容・結果については伊達市ホームページ内で公表しております。



事業計画の確定について

平成29年度から令和2年度までの4年間、受益者の皆さまにご協力いただきながら、意向確認などの地区調査を行ってきました。

昨年9月に事業主体である国への施行申請を行い、本年1月に事業計画確定となりました。今後は令和4年から工事が順次行われていく予定です。

◆問い合わせ先

伊達地区国営緊急農地再編整備事業

促進期成会事務局

(伊達市経済環境部農務課農地再編推進室内)

TEL0142-82-3201(直通)

